

建築計画概要書の閲覧制度の見直し

(あっせんに基づく措置状況)

建築計画概要書等の閲覧制度については、日本建築行政会議等関係者の意見を踏まえ、当該制度の適正な運用の観点から、平成 20 年 7 月を目途に、閲覧事項の制限を内容とする省令改正を行うなど必要な措置を講じてまいりたい。

(平成 20 年 4 月 1 日回答)